

食事の提供及び生活支援サービス 重要事項説明書

1. 食事の提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャ ダイハチショクヒン
	株式会社 大八食品
事業者の所在地	〒 770-0874
	徳島県徳島市南沖洲4丁目364番地3
事業者の連絡先	電話番号 088-664-5825
	FAX番号 088-664-5826
事業者の代表者名	代表取締役社長 伊賀 信子

2. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャイズミソーシャルサポート
	有限会社いずみソーシャル・サポート
事業者の所在地	〒 771-1223
	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
事業者の連絡先	電話番号 088-692-8589
	FAX番号 088-692-8619
事業者の代表者名	代表取締役 和泉 芳枝

3. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャイズミソーシャルサポート
	有限会社いずみソーシャル・サポート
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 771-1223
	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
事業主体の連絡先	電話番号 088-692-8589
	FAX番号 088-692-8619
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 和泉 芳枝
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	<ul style="list-style-type: none">・介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業・介護保険法に基づく通所介護（デイサービス）事業・障害者総合福祉法に基づく障害福祉サービス事業・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業

4. 住宅の概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ サービスツキコウレイシャムケジュウタク イツモココカラ
	サービス付き高齢者向け住宅 いつもここから
住宅の所在地	〒 771-1222
	徳島県板野郡藍住町東中富字北傍示45番地5
住宅の連絡先	電話番号 088-692-8589
	FAX番号 088-692-8619
住宅の管理者名	和泉 弘
住宅の開設年月日	平成25年5月1日
居住の契約方式	普通賃貸借方式

5. 食事提供サービスの内容

食事提供サービスに関する方針等	
当住宅では、栄養士の管理のもと、季節に合った行事食などを取り入れ満足できる食事を提供いたします。また、減塩食、糖尿病食などの治療食についても追加料金なしで対応いたします。	
食事提供サービスの内容	
提供日	365日対応
調理場所	厨房調理と配食サービスを併用
提供場所	原則として食堂で提供
料金	朝食 300円 昼食 600円 夕食 500円 (1日あたり1400円)

6. 生活支援サービス（状況把握・安否確認以外の選択サービス）の内容

生活支援サービスに関する方針等		
当住宅では、居住者に対して個人の有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るよう、居住者様の実態を把握し、基本サービスとして状況把握（安否確認）・生活相談・緊急時対応を行います。		
生活支援サービスの内容		
選択サービス（自費負担の場合）	料金	（提供方法・提供者）
入浴介助	1000円/時間	居住者様のご希望により、介護職員が入浴の介助をいたします。1時間ごとに1000円の料金が必要となります。
排せつ介助	100円/回	居住者様のご希望により、介護職員が排せつ介助をいたします。1回100円の料金が必要となります。
食事介助	200円/日	居住者様のご希望により、介護職員が食事の介助をいたします。1日200円の料金が必要となります。
洗濯	500円/回	居住者様のご希望により、介護職員が居住者の方の衣類等を洗濯いたします。1回500円の料金が必要となります。
清掃	500円/30分	居住者様のご希望により、介護職員が清掃いたします。30分ごとに500円の料金が必要となります。
健康相談、血圧測定	無料	居住者様のご希望により、生活相談員や介護職員が健康相談や血圧の測定を無料にて承ります。
買い物代行	500円/30分	居住者様のご希望により、介護職員が買い物を代行いたします。30分ごとに500円の料金が必要となります。
通院付き添い、外出付き添い	1000円/30分	居住者様のご希望により、かかりつけ病院等への通院や外出の付き添いをいたします。30分ごとに1000円の料金が必要となります。送迎車のガソリン代は料金に含まれますが、駐車料金や通行料については実費をいただきます。

7. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等		
生活支援サービス職員		
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載	人数	委託先等
介護職員	5人	事業者自らが提供する
夜間の職員体制	常駐の (有・無)	1人 事業者自らが提供する

8. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	毎月15日までに請求書を発行し、入居者様に送付します。
お支払い方法	
	毎月25日に支払請求分を（自動振替）にて、お支払いいただきます。

9. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況	
窓口の名称	1F 事務室
電話番号	088-692-8589
対応している時間	平日 9時 00分 ~ 17時 00分
定休日	日曜日
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。

10. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありませんが、夜間は施錠により建物内の安全を確保いたしますので、外出、来訪等のご予定についてはあらかじめスタッフまでお申し出ください。
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室を利用する場合は、利用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、あらかじめ介護スタッフまでお申し出ください。臭いが充満するもの等は控えてください。
ゴミ処理について	
	基本的に各居住者様でゴミの取りまとめ及びゴミ出しをお願いしております。介護サービスを利用される方はお申し出ください。

11. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
	入居者は事業者に対して、解約する1か月前に文書にて解約の申し出を事業者へ通知することで、本契約を解約することができます。
事業者からの解除	
	事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合

12. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

説明年月日

年 月 日

入居者様に対して、食事の提供及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者名 有限会社いずみソーシャル・サポート

住所 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地 1

代表者名 和泉芳枝

印

説明者氏名

印

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

入居者住所

入居者氏名

印